

別室登校支援学生ボランティア活動のあり方について

松浦ひろみ
(心理学科)

不登校の増加に伴い増えていると推測される別室登校の近年の状況を概観した上で、別室登校児童生徒への支援の一環として行われている学生ボランティア活動のあり方について、京都市「学びのパートナー」事業への協力者の立場から、(1)心の居場所型、(2)避難所型、(3)学習室型、(4)発達支援型、(5)待機・中断型に分けてまとめ、公認心理師養成課程における学生教育にとっての意義と課題について考察した。

キーワード：別室登校、学生ボランティア、公認心理師養成課程

1. 別室登校の状況

不登校の増加が問題とされるようになって久しい。コロナ禍の一斉休校の影響もあり、2022年度の小中学校での不登校は、過去最多の299,048人（在籍児童生徒の3.2%）に達している（文部科学省、2023）。この中には、登校はするものの教室に入らず、保健室や空き教室等で過ごす、所謂「別室登校」の子ども達も一部は含まれていると考えられるが、別室登校の動向がわかる全国規模の統計資料は見当たらないようである。これは、別室登校という状態が本質的に不安定なものであるためであろう。別室登校には、①登校や教室での活動が困難になりかけた段階の、不登校の初期状態、②登校や教室での活動が可能になりかけた段階の、教室復帰への移行状態、③教室以外の学校での居場所としての、継続的な利用の状態、などが含まれる。①②は、登校できなくなったり、教室に戻ったりして、別室には長く留まらない場合も多く、③でも、必ずしも毎日登校が可能とは限らない。また、いずれの状態であっても、教室と別室を時間によって行き来する場合も少なくない。このように不安定で流動的な状態であるために、実態把握がなされにくいかもしれない。

過去の資料としては、京都府教育委員会（2011）の調査があり、そこでは、府内（京都市除く）小中学校の40.8%（小学校25.8%、中学校77.8%）で別室登校が実施され、別室登校児童生徒の割合は小学校0.2%、中学校1.1%であったことが示されている。また、文部科学省（2015）では、小中学校での不登校について、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置として、別室登校に相当すると思われる「保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった」が、37.3%（小学校25.0%、中学校50.8%）の学校で選択されている。更に、全数調査ではないが、隈元・富本・松本（2012）では、ある県の全公立中学校を対象とする調査で、回答した学校の別室設置率は77.4%であった。阿部・青木（2017）では、福島県北地域の回答した小学校の23.6%、中学校の70.8%で別室登校が行われていた。これらの調査が行われた時期の不登校児童生徒数（2010年度119,891人、2014年度122,897人、2016年度133,683人）に比べ、2022年度は倍以上に増えていることから、別室登校の児童生徒数も増加していると推測される。

一方、2018年に文部科学省が不登校児童生

徒への多様な教育機会の確保を支援の一環として位置付け、学校外の民間施設で相談・指導を受けている場合にも出席扱いとすることが可能になったことや、コロナ禍での一斉休校、ICT等を活用した自宅学習も出席扱いとできるようになったことなどから、学校という場に登校することへのプレッシャーは相対的に低くなっており、別室登校は不登校ほどには増加していない可能性も考えられる。しかし、2023年3月の文部科学省 COCOLO プランにおいて、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進が謳われ、別室を恒常的な教育資源として活用する方向性が示されたことから、今後は利用する児童生徒が増加することが予想される。したがって、学校への不適応感を抱えながら登校する子ども達への心理・教育的支援へのニーズは大きいと言える。

2. 別室登校の支援体制

別室登校児への指導・支援は、以前は保健室登校という呼称が一般的だったように、養護教諭が中心となって担当するケースが多いようである（京都府教育委員会、2010；阿部・青木、2017など）。しかし、担任教諭や担任以外の教諭、管理職、スクールカウンセラーなどによる、組織的な協力体制の重要性を指摘する知見は多い（奥澤・中川・小泉、2018；中村、2019；関、2021など）。立場の異なる職種が役割分担しつつ協働することで、教室というストレス状況を離れた安心できる場で児童生徒の情緒的安定を図りつつ、学業の遅れを補い、可能であれば教室へとつないでいくという別室の機能が果たされるのである。

しかし、別室への対応は多忙な教職員にとっては負担になることが多い。常時別室に担当者を配置することは容易ではなく、何らかの形で補助員が導入されることも珍しくない。京都府教育委員会（2011）の調査では、別室の主な指導担当者として「相談員・ボランティア（スクールカウンセラー以外）」が6.4%と少数ながら挙げられていた。隈元・冨本・松本（2012）では、別室指導担当者として不登校補助員が6

番目に多く、3～5番目の養護教諭やスクールカウンセラー、学年主任とほぼ同数であった。この中には、経験や資格の有無などが様々な支援員が含まれており、おそらくはボランティアであろうと推測される名称も多数挙げられている。事前に予測することができない別室登校の性質上、教職員の配置が難しいという現実的な事情もあると思われるが、学校外の視点をもったボランティアの存在が、学校での適応に困難を抱える児童生徒にとって積極的な意味をもつことを期待しての導入という面もあるだろう。

3. 京都市「学びのパートナー」事業

筆者の所属大学の立地する京都市でも、別室登校の小中学生の話し相手・相談相手、学習の補助者として学生ボランティアを配置する「学びのパートナー」事業を、2001年度から実施している。この事業は、近隣の大学と提携して、アドバイザーである大学教員の指導の下に、教員養成系・心理系の学生を週1回4時間程度派遣する形をとっている。学生の個人参加で完結せず、所属大学での指導を前提とする体制を複数の大学との間で構築しているのは、大学が多く学生の街と言われる京都市ならではのかもしれない。学校不適応の傾向にある児童生徒に学校内で関わることは、繊細な配慮や学校との協力を要する活動であるため、不登校に関心をもち専門的に学ぶ機会のある学生に、必要に応じて学校外の専門家である大学教員にも相談できる態勢を整えているのだと考えられる。

協力大学は、手元に記録の残っている過去12年間では、2011年度の8大学から2022年度の12大学へと増加している（表1参照）。ただし、必ずしも毎年全ての大学から学生が参加しているわけではなく、登録学生数は年度によって35名～69名と変動が大きく、平均50.6名となっている。配置数は平均41.8名（児童相談所一時保護所への配置2.4名を含む）であり、2022年度の京都市立の小中学校（義務教育学校含む）222校（京都府教育委員会、2022）の2割に満たない。これは、先行研究の別室実施率に比べるとかなり低い値であり、

別室登校児童生徒がいても配置対象とはなっていない場合が一定数あると推測される。学校からの希望に応じて配置が検討されるため、当該児童生徒の状態や学校の状況によりボランティア配置へのニーズ自体がない場合と、学校側の希望があっても登録学生数が足りず配置できていない場合があると思われる。

表1 「学びのパートナー」協力校、登録人数、配置人数

年度	協力校	登録人数	配置人数
2011	8	59	50
2012	8	44	33
2013	9	63	42
2014	11	42	34
2015	11	47	40
2016	12	59	43
2017	12	35	31
2018	12	42	38
2019	12	42	42
2020	12	55	52
2021	12	69	50
2022	12	50	47
平均		50.6	41.8

筆者の所属大学は2003年度からこの事業に協力し、筆者が継続してアドバイザーを担当してきている。参加学生は最大19名、最小1名と年度によってかなり異なるが、2022年度までの20年間に延べ139名、年平均7.0名が登録し、平均6.3名が実際に配置されて活動している（表2参照：ただし、過去には筆者が把握できていない登録学生がいる場合もあったため、教育委員会での登録人数とはおそらく異なる）。

参加者は教育系の学部で心理学を専攻する学生が中心で、2018年度入学生までは小学校の教員免許も取得可能だったため、教育臨床領域への関心が強く、2～3年継続して参加する学生も珍しくなかった。しかし、新設された国家資格の公認心理師養成課程が2018年度入学生からスタートし、医療、福祉、司法、産業など幅広い臨床領域を学ぶ新カリキュラムとなったため、学生の興味関心も学修状況も変化してき

ている。そこで、公認心理師養成課程で学ぶ学生にとっての別室登校支援ボランティア活動の意義と課題について、改めて考えてみたい。

表2 本学登録人数と配置人数

年度	登録人数	配置人数
2003	16	16
2004	8	7
2005	6	5
2006	1	1
2007	6	6
2008	8	7
2009	4	3
2010	3	3
2011	7	6
2012	10	9
2013	7	6
2014	4	4
2015	8	8
2016	4	4
2017	3	3
2018	3	3
2019	6	6
2020	19	17
2021	11	6
2022	5	5
平均	7.0	6.3

4. 学生ボランティアの活動パターン

学校側が別室に学生ボランティアを受け入れる理由は、先述したように、人手不足を補う必要性に加え、学校外の視点を持ち年齢の近い大学生が、学校適応に困難を抱える児童生徒の情緒的安定や成長にとって良い刺激になることを期待してではないかと思われる。一方、学生が別室登校支援ボランティアに参加を希望する理由を確認すると、学校という自らにとって身近な場で不適応に苦しむ児童生徒に共感し、助けになりたいという自然な願望や、社会問題となっている不登校増の改善に貢献したいという社会的意義を意識した思いもあるが、心理職という職業を目指す上で重要な学びの機会となる

という期待も大きい。大学教員がこうしたボランティア活動の指導に協力する理由も、大学に求められる社会的貢献の一環という意味合いもあるが、学生のキャリア形成にとって有意義な実践的経験を支援するという目的が主となる場合が多いだろう。

そうした様々な動機の上に成り立つ別室登校支援ボランティアだが、比較的良好に見られる活動のパターンには次のようなものがある。これらは典型的な例を挙げたもので、実際には重なり合っており、途中から別のパターンに移行する場合も多い。

(1) 心の居場所型：児童生徒と概ね1対1の継続的な活動。個別の関わりの中で児童生徒との信頼関係を深め、心の支えとなる。児童の教室復帰に付き添ったりする場合もある。

(2) 避難所型：複数の児童生徒との、並行的、或いは集団での活動。主たる支援担当者（養護教諭等）が同室の場合も多い。個別の関係性はさほど深まらないが、別室でのコミュニケーションの幅を拡げ、児童生徒間の関係を仲介したりもする。

(3) 学習室型：複数の児童生徒との学習支援を中心とする活動。主たる支援担当者（非常勤支援員等）が同室の場合も多い。主に対象生徒の多い中学校での活動形態で、個別の関係性が深まることはないが、生徒にとってコミュニケーションの機会となる。

(4) 発達支援型：発達障害特性を持つ児童生徒との活動。自閉スペクトラム症（ASD）や注意欠如多動症（ADHD）の特性故に教室に留まることが困難だと思われる児童生徒に寄り添う。別室にも留まれない場合には校内の探索に付き添ったりもする。

(5) 待機・中断型：対象となる児童生徒が登校できず、活動できない状況が続く。

5. 公認心理師課程の学生にとっての別室支援ボランティア活動の意義

(1) の心の居場所型が、この事業で本来想定されていた活動パターンであろうと思われる。学習習慣の身につけていない児童と少して

も学力をつけさせたい学校側の意向との板挟みになったり、重い悩みを打ち明けられて、活動のない日も生徒を心配して気が気でなかったりと、苦労はあるが、必要とされている手応えややり甲斐は感じられる。心理職を目指す上での実践的な経験という意味でも、不登校傾向の児童生徒の心理的理解や多職種連携、共感しつつも巻き込まれない心構えなどについて、貴重な学びの機会となっている。

(2) の場合、主担当者や児童生徒達の間で既に形成されている関係の中に入っていきことになり、しかも週1回しか来ないのは自分だけ、という状況になることが多いため、配置当初は身の置き所がないような思いを体験する場合も少なくない。しかし、活動を継続するうちに自分なりの位置取りや距離感を見つけ、やや仲間寄りの支援者として、或いは子ども同士の関係を促進するファシリテーターとして振る舞えるようになっていく。活動参加前にイメージしていた形とは異なるかもしれないが、不登校傾向の児童生徒の多様性やチームでの支援のあり方について、体験的に理解する良い機会と言えるだろう。

(3) の場合は、教職課程を履修しない心理系の学生にとっては物足りない活動になる可能性が高い。生徒の側も勉強しに来ているという雰囲気強く、自習を見守り、質問があれば教えることが中心で、心理的支援につながる要素が希薄なためである。生徒の学習補助は学校側が学生ボランティアに期待する重要な役割であり、モチベーションの維持に大学でのサポートが必要な場面であろう。別室では元気に見える生徒が登下校時には硬い表情をしている様子に気付いたり、教職員の余裕のなさを垣間見たりすることで、そうした実態を観察することも意味のある経験だと感じるようになる場合もある。また、活動を続けていけば、休憩時間に話しかけるなどして顔馴染みになる中で、ぽろっとこぼれる学校への不満や行事参加への不安、進路に関する迷いなどに耳を傾けるといった、生徒に寄り添う役割も、学生が自ら作り出していく。

(4) の場合は、学生が想定していた支援対象とは異なるため、最初は戸惑いもあり、丁寧な説明が必要になる。しかし、通常学級に在籍する発達障害傾向を有する児童生徒の多さや、彼らへの支援の必要性の高さに納得できれば、熱意をもって活動が展開されることが多い。特性に応じた関わり方の工夫や衝動的な行動への対処、学校側との連携など、対応に悩む場合も多く、サポートは不可欠だが、実践的な学びの機会としては意義深い活動になる。

この活動で最も問題なのは(5)の場合で、対象児が顔合わせ後は登校できず会えない、何時に登校できるかわからない対象児を待って毎週活動時間が終了するなど、学生にとって虚しい・つらいと感じられる例も、残念ながら珍しくはない。不登校・別室登校の支援では避けられない事態であり、それも含めての経験ではあるのだが、学生の段階で対処する必要はないだろう。何かしら他の校内での支援活動ができるよう学校側に配慮してもらいつつ、状況が変わらないようであれば他の学校への配置替えを教育委員会に依頼するなど、大学側のフォローが必要となるパターンである。

6. 大学でのサポート

このように、いずれの活動パターンであっても参加学生にはそれぞれの苦労があり、もちろん学生自身が対処することで成長していくのだが、適切な対応やより良い学びのためには、大学側のアドバイザーのサポートが有用であろう。そのため筆者は、この事業への協力開始当初から、参加学生と定期的にミーティングを開き、各自の活動について報告し合い、児童生徒への関わり方や学校側との連携について検討し、助言するようにしてきた。開始当初は隔週、途中から月1回の頻度で、各回1時間半～2時間、1グループは概ね8名までで、それを超える場合はグループを分けて実施している。効果としては隔週の方が望ましいが、現実的な条件で月1回となっている。

別室登校支援では、どうしても閉鎖的な状況で対象児童生徒と関わる事が多く、自分のし

ていることがこれで良いのか、手探りになりがちである。他の学校に配置されている学生の活動の様子を聞き、迷いや工夫について意見交換することで、自身の活動を相対化し、自己理解を深め、新たな視点を得ることができる。また、できるだけ縦割りのグループ編成にして、先輩後輩間の情報交換を促すようにもしている。学生にとって学校・教職員の権威は大きく、指示や対応に疑問を感じる事があっても言い出せず、結果として「言われたことをする」受け身の姿勢になることも多いため、先輩を見習うことで、質問する、説明のための時間をとってもらえるよう交渉する、代替案を提案してみるといった能動的な選択が可能になることもある。更に、心理学的な視点から考える場という位置付けにより、学校不適応という当面の問題だけでなく、対象児童生徒の成長にとっての心理的課題についても長期的視点から考えてみる機会となることを期待している。教室復帰は目的ではなく、児童生徒の成長過程における健康な社会生活の1つの指標であるはずだが、学校内で活動していると意識しにくくなる場合もある。学校外の視点を忘れないよう促している。

7. 今後の課題

こうした振り返り・検討の時間と組み合わせることで、学生と児童生徒の双方にとって安全な別室支援ボランティア活動が可能となり、心理職を目指す上でもより有意義な学びの機会となっていると思われる。今後もこの事業に協力していきたいと考えているが、課題としては、以下のような点が挙げられる。

まず、参加学生の低学年化である。公認心理師課程対応のカリキュラムでは以前に比べて必修科目が増え、80時間以上の「心理実習」のある上回生の時間的余裕が減ったこともあり、参加学生の中心は2回生になっている。専門科目の本格的な履修が始まる時期に活動も始まるため、学修した専門的知識を活かすことが難しい。公認心理師志望や教育臨床領域への興味関心が必ずしも明確でない場合もある。縦割りグループの利点も機能しなくなるため、ミーティ

ングでの助言をより丁寧にしていく必要があるが、時間の確保が課題である。

次に、これは従来から続く本質的な問題だが、一部の学生の待機期間の長さである。例年4月に登録があり、5月から活動が始まるが、年度開始当初から別室登校がある学校ばかりではないため、すぐには配置校が決まらない学生が出る。1, 2ヶ月の待機なら大丈夫でも、後期になっても配置校が決まらない状況では、参加意欲が薄れ、活動のために時間枠を確保しておくことに疑問を感じ、参加を辞退する学生も出てくる。過去20年間で、最後まで配置校が決まらなかった・決まらないまま辞退した学生は6名(4.3%)と少数だが、半年以上の待機を経験した学生はもっと多い。別室の性質上、解決は難しいが、何か他のボランティア活動や研修等と組み合わせるなどして、待機期間中も何らかの学びの機会があれば、せっかくの意欲を活かせるのではないかと考えている。

最後に、学校側との連携である。別室の様子を学生に尋ね、迷いがあれば助言してくれたり、対象児童生徒の欠席が続く場合に最近の状態を伝えてくれたりする学校も多いが、教職員と話す機会がほぼない、児童生徒の情報(別室に至った経緯や現在の状況等)をほとんど教えてくれない、といった学校もある。多忙な状況はよくわかるが故に学生も遠慮しがちで、教育委員会を通して連絡をとる体制はあるが、なかなか活用できなかつたりする。週1回の学生ボランティアでもチームの一員として遇してもらえるよう、働きかけていくことが望まれる。

引用文献

- 阿部郁美・青木真理(2017). 効果的な「別室登校」支援のあり方について—福島県における実態調査からの考察— 福島大学総合教育研究センター紀要, 23, 41-47.
- 隈元みちる・富本祐加・松本剛(2012). 中学校

における別室登校の実態調査—運営と生徒支援のあり方の検討— 兵庫教育大学研究紀要, 41, 155-160.

京都府教育委員会(2011). 別室登校: 別室登校児童生徒の実態把握と支援の在り方

京都市教育委員会(2022). 令和4年度教育調査統計 <https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000171/171194/R4genkyo.pdf> (2023年11月8日閲覧)

文部科学省(2015). 平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afie/ldfile/2019/01/04/1412082-26.pdf (2023年11月8日閲覧)

文部科学省(2023). 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)

https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf (2023年11月8日閲覧)

文部科学省(2023). 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

https://www.mext.go.jp/content/20231004-mxt_jidou01-100002753_1.pdf (2023年11月8日閲覧)

中村恵子(2019). 不登校生との別室登校に対するチーム支援プロセスとその促進要因—カウンセリング研究, 52, 11-21.

奥澤嘉久・中川靖彦・小泉隆平(2018). 児童の教室復帰に向けた効果的な別室運営—小学校教職員と別室担当教職員に対する半構造化面接の分析から— 近畿大学心理臨床・教育相談センター紀要, 3, 19-30.

関由起子(2021). なぜ養護教諭は保健室登校を受け入れるのか—保健室登校の成立過程と養護教諭の葛藤— 埼玉大学紀要教育学部, 70, 79-91.

謝辞

京都市教育委員会生徒指導課の指導主事の先生方に「学びのパートナー」事業について情報を補足していただきました。記して感謝申し上げます。また、活動に参加した歴代学生諸姉に敬意を表します。